

渋川地区広域市町村圏振興整備組合議会会議録

令和 8 年 3 月協議会
(3 月 2 7 日)

渋川地区広域市町村圏振興整備組合議会事務局

議 員 全 員 協 議 会

(3 月 2 7 日)

目 次

出席議員	1
欠席議員	1
説明のため出席した者	1
事務局職員出席者	1
開 会	2
管理者挨拶	2
報告事項	2
閉 会	12

令和 8 年 3 月 渋川地区広域市町村圏 振興整備組合議会議員全員協議会会議録

第 1 日

令和 8 年 3 月 2 7 日（金曜日）

出席議員（1 4 人）

1 番	埴 田 裕 之	議員	2 番	福 島 丘 泰	議員
3 番	反 町 英 孝	議員	4 番	波 多 野 佐 和 子	議員
5 番	板 倉 正 和	議員	6 番	後 藤 弘 一	議員
7 番	三 俣	実 議員	8 番	田 中 猛 夫	議員
9 番	廣 嶋	隆 議員	1 0 番	富 岡 大 志	議員
1 2 番	善 養 寺	孝 議員	1 3 番	安 力 川 信 之	議員
1 4 番	角 田 喜 和	議員	1 5 番	小 池 春 雄	議員

欠席議員（1 人）

1 1 番	山 内 崇 仁	議員
-------	---------	----

説明のため出席した者

管 理 者	星 名 建 市	副 管 理 者	柴 崎 徳一郎
副 管 理 者	南 千 晴	事 務 局 長	島 田 志 野
消 防 長	山 田 知 巳	消 防 本 部 長	角 田 泰 紀
総 務 課 長	根 井 邦 彦	事 業 課 長	西 島 学
清 掃 セ ン タ ー 長	荒 井 一 浩	環 境 ク リ ー ン セ ン タ ー 所 長	横 手 和 敏
総 務 課 長	狩 野 健 一	事 業 課 管 理 係 長	山 本 豊 彰
企 画 財 政 係 長			
事 業 課 施 設 係 長	関 口 剛 士		

事務局職員出席者

書 記 長	佐 藤 昭 代	書 記	都 丸 健 一
書 記	町 田 直 哉	書 記	鶴 巻 大 輔

開 会

午前 10 時

議長（安力川信之議員） おはようございます。これより議員全員協議会を開会いたします。

ただいまの出席議員は14人であります。

なお、11番、山内崇仁議員から欠席の届出がありました。

管 理 者 挨 拶

議長（安力川信之議員） 報告事項に入ります前に管理者から発言の申出がありますので、この際発言を許します。

星名管理者。

（管理者星名建市登壇）

管理者（星名建市） 本日は、年度末の大変ご多忙の折、議員全員協議会を開催していただき、誠にありがとうございます。

本日ご報告いたしますものは、最終処分方法の比較についての1件であります。

本年2月議会定例会にて、最終処分場建設及び維持管理費と民間委託とで比較した場合についてのご質問をいただいた際、事務局の答弁、これが不十分であったということから、本日は資料構成を見直し、算出根拠等の項目を追加した資料にて、再度改めて皆様へご報告をさせていただくものとなります。

内容につきましては、事務局長からご説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

報 告 事 項

議長（安力川信之議員） それでは、報告事項に入ります。

（1）、最終処分方法の比較について、事務局の説明を求めます。

島田事務局長。

（事務局長島田志野登壇）

事務局長（島田志野） おはようございます。最終処分方法の比較についてご説明いたします前に、事務局からも、前回の議会において答弁が不十分でありましたこと、改めておわびを申し上げます。

管理者の挨拶でもありましたとおり、本協議会では、以前お示ししました資料の構成を変え、再調整をいたしましたので、本日はそちらの資料を基に説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

皆様のお手元には、説明資料1といたしまして、令和7年10月の議員全員協議会でお示しした資料6、

最終処分方法の費用についての比較検討の表、また説明資料２といたしまして、前回配付の資料６の構成を変え、また算出根拠の項目を追加したものをとお配りさせていただいております。

早速ですが、まず説明資料１をお願いいたします。過日開催していただきました議員全員協議会で使用いたしました資料では、今後最終処分場建設事業を継続した場合に総事業費が幾らになるのかという実情を包み隠さずお示しすべきだと判断しました結果、最終処分場建設工事に係る事業費に加え、埋立計画期間である15年間に要する運営費を整理しまして、ご報告させていただいたものであります。しかしながら、こちらの説明資料が結果として分かりづらく、議員の皆様にご誤解を招いてしまう作りになっていたものでございます。

続きまして、説明資料２をお願いいたします。説明資料１と２を横並びにして見ていただくと、これからの説明分かりやすいかと思っておりますので、よろしくお願いいたします。前回配付の資料からの主な変更点についてとなりますが、それぞれの金額の算出根拠について、右側に追記をさせていただいております。

次に、説明資料１の表では、建設費に関しまして、財源内訳に地方債、起債ですが、こちらや交付税措置が加えられていたことから、小計が合わないのではないかとのご指摘がございましたので、この部分を別建ての項目として建設費の下段に表記をさせていただきました。

説明資料１では建設費の内訳としまして、一般財源を26億7,880万9,000円と記載をしておりましたが、こちらを説明資料２では一般財源（建設費分）としまして8億383万7,000円と記載をさせていただいております。理由といたしましては、説明資料１では一般財源の算出について、表では詳細な計算式を割愛してしまっていたのですが、まず建設費の49億9,754万4,000円から国庫補助金の9億3,190万7,000円と地方債、起債になりますが、こちらの32億6,180万円を除いた建設費分の一般財源が8億383万7,000円となります。また、地方債として記載してあります32億6,180万円から国からの交付税措置の13億8,682万8,000円を引いた18億7,497万2,000円が元金償還金の組合負担の一般財源分となります。その建設費分の一般財源8億383万7,000円と元金償還金に係る一般財源18億7,497万2,000円を合わせた26億7,880万9,000円を一般財源として記載したものであります。

説明資料２のほうをごらんいただきますと、地方債と元金償還金を別に切り出しまして、建設費の財源内訳における一般財源としまして8億383万7,000円のみを記載させていただき、運営費に元金償還金を記載し、残りの18億7,497万2,000円は一般財源（運営費分）45億1,384万8,000円に含ませております。

以上の理由によりまして、説明資料１の地方債は、借金であると同時に元金償還金の意味も含めていたのですけれども、説明資料２の地方債はあくまで借金分、返済する元金償還金は運営費に含ませております。また、交付税措置につきましては、説明資料１では建設費に記載をしておりましたが、説明資料２では元金償還金を運営費に加えたことによりまして、運営費の財源内訳に記載をさせていただきました。そのような違いがございますので、説明資料１では建設費の一般財源の記載に差が生じております。

次に、運営費の下段には運営費の財源内訳として元利償還金の交付税措置額や運営費における一般財源の額を記載し、整理させていただき、最下段には国から支給される循環型社会形成推進交付金と地方交付税措置の合計の金額、また組合の一般財源の総額、次期最終処分場建設と民間処分場の一般財源の差額について記載をしておりますので、ご承知おきをお願いいたします。

それでは、改めて説明資料２の詳細についてご説明をさせていただきます。建設費の項目、用地費をご

らんください。なお、内訳は右側の列の算出根拠をごらんください。用地費総額 1 億292万5,000円の内訳につきましては、最終処分場本体分の用地購入費8,710万2,000円、搬入路となる町道拡幅用地購入費1,243万3,000円、そのほか不動産鑑定費49万5,000円、不動産登記等に要する経費289万5,000円を計上したものととなります。

測量、設計業務委託等をごらんください。測量、設計業務委託等の 2 億2,833万4,000円の内訳につきましては、最終処分場本体用地の測量、地質調査業務委託料4,847万7,000円、搬入路の測量、設計業務委託料4,854万3,000円、基本計画策定業務委託費631万4,000円、基本設計5,500万円、実施設計5,000万円、生活環境影響調査2,000万円を計上したものととなります。

本体建設工事費、施工監理費、発注者支援業務をごらんください。本体建設工事費、施工監理費、発注者支援業務45億1,137万9,000円の内訳につきましては、本体工事費43億3,820万6,000円、施工監理費 1 億845万5,000円、工事監督員の補助としての発注者支援業務費1,471万8,000円、給水管工事費5,000万円を計上したものととなります。こちらの本体工事費については、基本計画の時点より既に事業の進捗が遅れていましたので、建設開始時期が 1 年遅れた場合を想定して試算をしております。このため、基本計画に記載している額に物価上昇率1.7%を見込んだ額としたものでございます。なお、施工監理費については、基本計画の備考に建設費の2.5%と設定とありますので、こちらを根拠に算出したものであります。

続いて、搬入路等整備費をごらんください。搬入路等整備費 1 億5,490万6,000円の内訳につきましては、搬入路となる吉岡町道1149号線の道路改良工事費として 1 億5,000万円、また監督員補助としての発注者支援業務費490万6,000円を計上したものととなります。

以上を合算したものが小計の49億9,754万4,000円となるものであります。

建設費の財源内訳をごらんください。建設費小計49億9,754万4,000円の内訳となります。こちらには建設時における国庫補助金、地方債、起債、一般財源として整理したものであり、国庫補助金と地方債の記載額は歳入として見込んだものととなります。

国庫補助金 9 億3,190万7,000円は、全て循環型社会形成推進交付金を想定したものととなります。こちらは、循環型社会形成推進交付金交付要綱に基づき算出したもので、対象経費の 3 分の 1 が活用できるものとして計上いたしました。

次に、地方債となります。こちらは、基本計画では起債と表示をしてございました。まず、地方債の合計額32億6,180万円ですが、ここでは一般廃棄物処理事業債及び地方道路等整備事業債を見込んだものととなります。一般廃棄物処理事業債は、最終処分場建設用地の購入費及び建設工事に活用でき、地方道路等整備事業債は、吉岡町道1149号線の搬入道路等整備費に活用できますので、そこでの見込額の合計を記載しております。一般廃棄物処理事業債としては31億1,130万円、地方道路等整備事業債としては 1 億5,050万円となります。

一般財源（建設費分）をごらんください。こちらの項目の 8 億383万7,000円は、先ほどまでご説明させていただいた建設費の事業費小計から国庫補助金及び地方債の額を差し引いたものでございます。

続きまして、運営費についてご説明をさせていただきます。ここでは次期最終処分場の埋立計画期間が15年間であることから、15年間に係る概算金額を計上しております。

維持管理費をごらんください。維持管理費19億9,400万2,000円は、エコ小野上処分場に係る経費を参考

に、令和13年から令和27年までの15年間に係る維持管理費を計上したものととなります。ここでは薬剤や副生塩を貯蔵するためのフレコンバッグ等の消耗品費、施設の運転管理委託料や警備委託料、浸出水を処理するための水処理施設保守点検に係る委託料として、15年間に17億2,221万7,000円の事業費がかかるものとし、そのほか電気料1億5,352万5,000円、燃料費1億1,826万円を計上したものでございます。

2月議会におきまして、議員から、予算書等の最終処分場維持管理事業に記載してある金額が1億数百万円となることを考えると、1年当たり約2,000万円以上の差額が出ることになるが、その理由は何かのご指摘がございましたので、ここでそのことについても説明させていただきたいと思います。

まず、組合の予算書や決算書の最終処分場維持管理事業の項目には電気料や燃料費は含まれておりません。電気料や燃料費は、清掃センター管理事業の項目におきまして全施設分を一括計上しておりまして、予算書や決算書上ではエコ小野上処分場分のみの電気料や燃料費は表記されておりませんでしたので、この資料では令和7年度の当初予算額における電気料や燃料費を抽出して計上させていただいたものでございます。また、そのことを加味しましても年間に1,000万円弱の差額が生じるものとなりますが、これにつきましては、最終処分場維持管理事業には最終処分場の浸出水について水処理を行う施設の保守点検委託料が含まれておりまして、この業務では点検に合わせて計画的に機器設備の更新を行っておりますので、年度ごとに内容が異なってくるというものでございます。水処理施設保守点検委託料に係る金額幅がある結果、差額が生じているというものでございます。

続きまして、副生塩処分費をごらんください。副生塩処分費の内訳につきましては、年間見込額550万円の15年分の8,250万円を計上したものでございます。

地元交付金をごらんください。協議会の時点では、吉岡町地内における最終処分場の地元交付金の額について、吉岡町との協議が開始されておりませんでしたので、直近で整備した最終処分場であるエコ小野上処分場の地元交付金を参考として計上したものであります。エコ小野上処分場では、組合は渋川市に対して地元の周辺整備に活用していただくための周辺整備事業交付金を交付しております。交付金は、渋川市との覚書により、建設工事開始年度に5,000万円を交付、その次年度以降に1年ごとに500万円を支払うということになっております。エコ小野上処分場については、建設工事に3年、また埋立終了までに15年間の計18年間ございますので、この間交付金を交付する計画としておるものです。このことから、建設当初は交付金5,000万円を交付し、残りの17年間は1年ごとに500万円を交付することになりますので、合計して1億3,500万円を交付することを想定して計上しております。

元金償還金をごらんください。運営費に元金償還金として組み入れたものとなりますが、元金償還金32億6,180万円は建設時に借り入れた地方債の額と同額となっております。

利子償還金をごらんください。利子償還金4億2,737万4,000円については、地方債借入金32億6,180万円に係る利子について、15年間で償還する場合の金額を計上したものととなります。なお、返還時の利息は、資料作成時の地方公共団体金融機構の金利に基づき、年利1.5%といたしました。

以上、運営費の小計は59億67万6,000円となるものでございます。

その下段に運営費の財源内訳がございますので、ごらんください。元利償還金の交付税措置については、上記地方債に係る一般廃棄物処理事業債の元利償還金に地方交付税が措置されますので、その金額13億8,682万8,000円を歳入として見込んでおります。

このことから、運営費分で必要とする一般財源は45億1,384万8,000円となるものでございます。

最下段、財源比較の表をごらんください。国と書かれている項目の額23億1,873万5,000円は、先ほどまでご説明させていただきました上段の建設費の財源内訳中の①、循環型社会形成推進交付金、これと運営費の財源内訳中の③、元利償還金の交付税措置額の合計でございます。

組合（一般財源）の額53億1,768万5,000円は、上段の建設費の財源内訳中の②、一般財源（建設費分）及び運営費の財源内訳中の④、一般財源（運営費分）の合計でございますので、ご承知おきをお願いいたします。

以上が次期最終処分場建設の財源内訳の詳細となります。

続きまして、民間処分場の列をお願いいたします。民間処分場の列には、運営費の項目、処分委託料のみに経費がかかるものとなります。最終処分場施設整備基本計画では将来の焼却灰等の発生量を推計しているところでありますので、将来の発生量に民間処分場で1トン当たりの埋立処分委託料の額を掛けて算出したものとなります。将来の焼却灰等の算出に当たっては、組合が策定している一般廃棄物処理基本計画と同様に、国立社会保障・人口問題研究所の令和2年の市区町村別将来人口の推計値を採用しております。また、ごみの排出量推計は、現状の市町村のごみ減量化に係る取組を継続した場合、ここでは令和5年度のごみ総排出量原単位の実績値で一定に推移することを想定しておりますので、結果として人口減少によりごみの排出量が減少すると考えたものでございます。なお、令和6年度からはプラスチックごみの分別収集も開始されておりますので、その分のごみ量の減少も考慮はしております。15年間分の発生量としましては、主灰が約3万6,651トン、飛灰が約1万2,217トン、不燃残渣が約1万5,126トンになると見込んでおります。この重量に、1トン当たり処分委託料としまして、それぞれ税込みで主灰3万5,200円、飛灰3万6,300円、不燃残渣4万1,800円を乗じたものでございます。これらの総額が23億6,587万9,000円となったものでございます。なお、算出根拠にも記載しておりますが、処分委託料は年度ごとに1,000円単位で集計しております。そのため、算出根拠の合計と一致しない部分がございますので、そこにつきましてはご了承をお願いいたします。

改めまして、最下段の財源比較の表をごらんください。先ほどまでご説明をさせていただきました次期最終処分場建設における組合の一般財源53億1,768万5,000円と民間処分場の一般財源23億6,587万9,000円の差額が29億5,180万6,000円となるものでございます。

また、欄外にありますとおり、こちらの金額にはこのクローズド型の処分場のその後の解体費ですとか、跡地利用に係る費用は含まれておりませんので、そちらもご了承ください。

そのほか、ここに記載していない埋立終了後の廃止までに必要と考えられる15年間以上、まだ維持管理費もかかりますが、そういったものも含まれておりませんので、実際にはこの金額以上の差額が出るのではないかと考えておるところでございます。

最後となりますが、組合では現在稼働中のエコ小野上処分場の埋立てが終了いたしましたら、焼却灰等の全量を民間最終処分場へ埋立処分することとなります。現在組合では民間処分場設置業者に対し、焼却灰等を優先的に、安定的に、また長期にわたり埋立処分できるよう覚書の締結に向けて協議を行っております。覚書がまとまりましたら議員の皆様にご報告をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

説明は以上となります。

議長（安力川信之議員） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑は1人3問まで、自席にて発言をお願いいたします。

ご質疑ありませんか。

9番、廣嶋隆議員。

9番（廣嶋 隆議員） 本年2月定例会一般質問では十分な回答を得られず、中断してしまいました。本日の質問は、一般質問の継続と思っていましたが、先般の議運で前例をつくりたくないとのことで、議運の決定に従い、質問をいたします。

先ほど資料1と2で説明を受けましたが、改めて資料1の建設費内訳について伺います。1、建設費小計は、国庫補助金、交付税措置、一般財源の合計が小計49億9,754万4,000円になると答弁しています。また、一般財源が基本計画より20億円増えたことには答弁がありませんでした。資料1の運営費には利子償還金がありますが、元金償還金がありません。資料2では一般財源が8億383万7,000円に変わり、交付税措置13億8,682万8,000円が削除され、運営費には元金償還金が足されました。先ほどの説明では分かりづらく、記載方法を間違えたという説明をしておりましたが、資料1には誤りがあったということをお尋ねいたします。

2、次は資料2の運営費、維持管理費について伺います。維持管理費、15年間分、19億9,400万2,000円を15で割れば、1年間の維持管理費は1億3,293万3,000円となり、令和6年度の決算額より2,555万3,000円高いと指摘をしました。答弁では電気料、燃料費があるとのことで、具体的な金額は示されませんでした。資料2によると、電気料は年間1,023万5,000円、燃料費、年788万4,000円とありますが、この2つを決算額に加えて計算しますと1億2,549万9,000円で、差額が743万4,000円あります。この差額について、先ほどの説明では水処理等で差額が生じるという説明がありました。700万もの差額があるということは、具体的に水処理でどれぐらいかかったのか、この具体的な例をお示しいただきたい。

3、処分委託料23億6,587万9,000円について、算出根拠の主灰、飛灰、不燃残渣の合計量は6万3,994トンで、これを15で割れば、1年間の量は4,266トンになり、小野上処分場の埋立ての処分量は、令和6年度は4,709トンで、差額443トンが減量されています。この減量の理由についての説明は、人口の推移については国立社会保障の令和2年の推定値を用いたとあります。しかし、なぜこんな国立社会保障等の数値を用いたのか。先般、基本計画が今年の3月に作成されております。この基本計画の中には人口推移が入っているのです。これは、17ページ見てお分かりだと思います。なぜほかの資料を用いて、せっかくお金をかけてこの推移までつくったのに、なぜこの表を利用しないのか、そこをご指摘いたします。わざわざお金かけてつくった数字をなぜそのまま無駄にしているのですか。

次に、4番、処分委託料23億6,587万9,000円がありますが、3市町村の負担割合について伺います。また、具体的な試算があれば示してください。

5番、民間委託に関して今後の計画、方針等があれば示してください。

以上、回答をお願いいたします。

議長（安力川信之議員） 島田事務局長。

(事務局長島田志野登壇)

事務局長（島田志野） ただいま廣嶋議員より5点のご質疑をいただきました。

まず最初に、資料1につきまして、資料が間違っていたのではないかと、誤りがあったのかどうかという確認ということでございました。大変分かりにくい形に作成をしてしまったというところで、それについては大変申し訳なかったということでご理解をいただければと思います。それについては申し訳ございませんでした。

それから、次につきましては、説明資料2のほうで電気料、燃料費の金額が記載されているが、6年度決算と差があるので、この理由ということであったかと思えます。こちらにつきましては、先ほどご説明もいたしました、水処理施設の保守点検で、設備を構成する凝集膜ユニットですとか、脱塩装置ですとか、蒸発乾固装置、脱水機、ブロワなど、こういった点検整備のほか、消耗品を定期的に交換していますけれども、これが数年後には高額となる設備の更新や大幅なオーバーホールを実施する予定になっているというところがございます。これについて、金額についてですか、説明ができればということでございますが、実際こちらについて、エコ小野上処分場でもこれから先にまだやらなければいけない工事というのが生じてくるところでございまして、こうしたこともありますので、詳細な金額は今の時点ではお示しすることが難しいということでございます。

それから、3問目が主灰、飛灰、不燃残渣の埋立搬入量、この減量の理由ということでございましたが、国立社会保障・人口問題研究所の数字をなぜ用いたのかというご質疑であったかと思えます。これにつきましては、確かに先般の基本計画の中で使っている数字ということではないのですけれども、組合のほうでもっと大きなところでつくりました一般廃棄物の処理基本計画というのがございます。これについては、処分場だけではなく、清掃、その他もろもろの一般的な廃棄物の処理基本計画をつくりましたが、そちらのほうに先ほどお話をした国立社会保障・人口問題研究所の数値を用いているということがございましたので、そちらを使わせていただいているということでございます。

それから、4問目が民間処分場への委託料の3市町村の負担割合ということでございました。こちらについてですが、令和8年度当初予算における負担金分賦割合ということで参考にお答えをさせていただきます。こちらについては、民間処分場への委託料についてはごみ処理に係る経費でありますので、均等割が6%、またごみの搬入量割が94%で、23億6,587万9,000円を案分いたしますと、渋川市が15億5,653万5,000円、1年当たりですと1億376万9,000円、吉岡町が4億6,820万8,000円、1年当たりですと3,121万4,000円、榛東村が3億4,113万6,000円、1年当たりで2,274万2,000円となります。

最後に、民間処分場への委託に係る来年度以降の計画ということでございました。組合では、埋立処分を全面的に委託するまでも、少量の埋立処分をお願いしておくことで、今後全面的に処分委託をするときに優先的に枠を確保することができます。また、災害などに起因してエコ小野上処分場が使用できなくなってしまったときにも緊急的に埋立てを委託することが可能となることから、その備えといたしまして、埋立物を月にトラック1台分ずつ程度、埋立処分を委託したいと考え、先日予算措置をしていただいたところでございます。なお、民間処分場が6月から使用開始できた場合を想定いたしまして、予算上の予定数量については、焼却灰として主灰、飛灰が月に1台分ずつで年に230トン、不燃物残渣が年に1台分ということでありまして、11.5トンを見込んでいるということで今後の計画としておるところでございます。

以上です。

議長（安力川信之議員） 9 番。

9 番（廣嶋 隆議員） まず、1 のことについて、説明では分かりにくかったという説明で、これでは分かりにくいというのは納得できないです。現に数字が変わっているのです。26億7,800万円、一般財源がこれ8億円に変わっているのです。数字が変わったということは、間違いだったということではないのですか。これ間違いを認めたらいかがですか。

次、2番目の743万4,000円の差額については、説明したいろいろなものがかかるのであれば、なぜ資料説明2の算出根拠の中にそれを記載しないのですか。質問を求められてから、あれがある、これがある、こういうものもあるなんて言ったら、これ話にならないです。分かっているのだったら何で書かないのですか。

次、3番目、人口の問題です。まず、基本計画による人口の見込みが書かれております。令和8年度について、この基本計画の数字と現実の数字の差額について承知しておりますか。これ随分お金かけて作ったわけです。しかし、現実には建設は中止になりました。だけれども、作った資料は税金をかけて何百万円もこれ払って作っているのですよね。ここに人口問題が載っているのです。何でこれを使わないのですか。十何年にわたってこれ数字出ているのですよね。では、今までの令和6年、令和7年、令和8年度、この基本計画の将来人口の推移に対して実際どういうふうに移してきたのか、これちゃんと後追いで調べていますか。これについてお答えください。

以上、3問です。

議長（安力川信之議員） 事務局長。

（事務局長島田志野登壇）

事務局長（島田志野） 重ねてのご質問をいただきました。

まず、基本計画の時点と、それから今回の資料の中で一般財源のところで金額も変わっているので、誤りではないかというご指摘でございました。こちらにつきましては、基本計画をつくりました時点では建設をするということを主眼に置いておりましたので、こちらについて、協議会の資料のほうで示したものには次期最終処分場の建設事業に要した経費、また中止をしないで継続した場合に要する総事業費ですとか、そこに用地費や測量、設計業務委託費、搬入路等の整備費が入っていなかったため、今回お示するのに当たりまして、そこも含めたというところで、誤りということではありませんでした。ただ、説明が不足していたということは間違いございませんので、そちらについては改めておわびを申し上げます。

また、いろいろなものが新たに加わっていて、そういったものが分かっていたのに書かないのかという話でございました。こちらについても今後資料を作るときにはやはりしっかり整理をしていかなければいけないという反省点を含めまして、そちらについても承知をいたしました。申し訳ございません。

それから、人口推計の関係でございます。現実と将来推計のところを追いかけて調べていますかということですが、申し訳ございません、こちら事務局で調べてございません。こういったことも今ご指摘をしっかりと受け止めましたので、今後事務局としてはしっかりとそういったところも検証をしていくということが大事だというふうに考えて努めてまいります。よろしくお願いいたします。

議長（安力川信之議員） 9 番。

9 番（廣嶋 隆議員） 1については、どうしても認めたくないのですかね、これ。だって、数字変わっているのですよ。世の中では、数字が変われば、それは間違いだということですよ。それは認めたくないのですか。数字が変わっているのだから、素直に認めて、ああではない、こうではないというへ理屈要らない。

次に、3 番目、基本計画の人口推移については、令和 8 年度、渋川市がこの統計の推測からすれば 6 万 9,956 人、渋川は。ところが、令和 8 年 2 月の時点では 7 万 1,121 人で、1,165 人渋川増えているのです。当初の推計値よりもですよ。そして、吉岡町は 2 万 2,391 人に対して 448 人増えているのです。そして、榛東村は 1 万 4,448 人に対して 101 人増えているのです。合計 1,714 名が増えていて、10 万 8,509 人が現在の令和 8 年 2 月時点での数字なのです。これ人口増えているのです。この推計、先ほどの推計値は、これ人口として減っているわけでしょう。将来的にこれ分かりませんが、これを年々蓄積していつて将来の推移を見なければいけないわけです。それをよその数字をもらってきて、見て、ああだ、こうだというのは、それはおかしい。手元にちゃんとした数字が、金かけてつくったものがあるのだから、なぜこれを利用して活用できないのだ。今後もこの基本計画の人口推移を基にちゃんと毎年度の比較をしていつて、これを積み重ねていかなければいけないと思います。それをどう考えているのだから。

以上、最後の質問となります。

議長（安力川信之議員） 事務局長。

（事務局長島田志野登壇）

事務局長（島田志野） 重ねてのご質疑をいただきました。

まず、1 点目でございますが、間違っていたということをとということではありますが、申し訳ありません、その時点では誤りではございませんでしたということで繰り返させていただきます。ただ、改めて資料をお示しする段階になって、改めてまた計算をし直している部分がございましたので、誤りというよりも、その時点でのまだ計算になっているということのご了承をいただければと思います。

また、人口の関係でございます。先ほどいただきました議員のおっしゃるとおりでございます。ただ、これから民間処分場に委託をして預けていくことになりますので、そういった人口推計についてはしっかりと確認をしていくように努めてまいりたいと思います。以上です。

議長（安力川信之議員） 1 番、埴田裕之議員。

1 番（埴田裕之議員） 資料 2 の運営費の民間処分場についてお伺いいたします。

こちら内訳、算出根拠の中で民間処分場委託料、それぞれ括弧内で書かれておるのですけれども、先ほど人口推移の中でごみの処分量それぞれ算出しているものと思いますが、こちらの処分費用の単価、これ民間側に立った場合に、この単価を上げたくなるのが民間企業の気持ちだと思うのですけれども、こちらの単価、1 トン当たり 3 万 5,200 円、3 万 6,300 円、4 万 1,800 円と、これはそれぞれ将来の電気料等の値上げリスクを加味した平均値でここに示しているのか。当初契約する金額でここで示してあって、15 年間据置きでいくのか。また、こちらの金額についてもこれから締結する覚書の中に書き込むのか、お伺いいたします。

また、この単価につきまして、単価決定、単価の妥当性、これどのように評価して、この単価設定をこちらにお示しているのか。

また、民間企業に関しては、エコ処分場以外に候補地はあったのか。この3点お伺いいたします。

議長（安力川信之議員） 島田事務局長。

（事務局長島田志野登壇）

事務局長（島田志野） ただいま埴田議員よりご質疑をいただきました。

まず、処分料の単価についてでございます。単価については、まず我々のほうでは、民間企業さんのほうの単価になりますので、我々ではまずは分からないので、民間企業のほうに聞き取りをいたしました。その時点でもらった単価を使っております。ただ、これについては当然、議員がご指摘あるように、今後の社会情勢等で変わってくるということはあり、もちろん考えております。ただ、それにつきましては当然のことながらしっかりモニタリングなどをしながら、契約をした後にしっかりとどのように推移していくか、必要以上に上がっているというようなことがあると、こちらとしてもおかしいと当然思いますので、社会情勢から考えて必要以上の値上げになっているかどうかはしっかりチェックをしていくということで考えております。

それから、覚書の中にそういったことを入れるのかということでございました。覚書については、これからまとめていく形になりますけれども、まずは最初の15年間の間違いなく受入れしてくれるというお約束等を取り付けるということが覚書でございまして、細かい処分料の単価ですとか、そういったことについては改めて、契約をまた改めていたします。その契約をする段階で、何年契約になるというところはあるんですが、長期の契約でもなかなか15年契約というのは正直難しいところがございますので、これが3年になるか、5年になるかというところではありますが、私どもとしてはできるだけ長い期間で契約していきたいというふうに考えておりますので、そのように業者のほうには申し入れたいと考えております。以上です。

議長（安力川信之議員） 他候補地、候補地はあるか。

事務局長（島田志野） 答弁漏れです。失礼いたしました。ほかに候補地があったか、沼田以外に候補地があったかということでよろしいでしょうか。今回私たちのほうで選びましたのが自治体の一般廃棄物のみを扱っているところということで探しておりました。そうしたところの中では、現在沼田の、今回造られる沼田のウェストパークですか、そちらを扱っている業者のみが一般廃棄物のみ、しかも自治体のというところでありましたので、ほかの候補地は残念ながらございませんでした。ただ、沼田という地の利もいい場所にその候補地があるということで今回決断をさせていただいたということもございます。以上です。

議長（安力川信之議員） 1番。

1番（埴田裕之議員） 今ご答弁いただきましたけれども、まず金額につきましては聞き取りをした結果、言い換えれば業者の言い値ですよね。こちらの企業が悪いと言っているわけではなくて、この金額の妥当性を評価する場合に、日本全国の中でのこういった事業者の単価と比較して妥当性がありますよということだったら分かるのですけれども、言われた金額をここに出していますよということであれば、今試算する上で、建設した場合と委託した場合の比較をするので、非常にこの金額というのは大事になってくるわけですね。また、これ15年間の覚書、受入れについては契約をするということですが、金額については決めていないということであれば、この後、例えばモニタリングでおかしいって判断した場合にクレー

ムを言っても、ではうちに入れなくて結構ですよと言われた場合のリスクをどのように評価するのか。金額を向こうに言われたままでならないためにはやはり覚書への金額の明記、こちらは必要だと思いますけれども、いかがでしょうか。

議長（安力川信之議員） 事務局長。

（事務局長島田志野登壇）

事務局長（島田志野） 現在業者との間で覚書について協議を進めておるということを先ほどご答弁させていただきました。その覚書の案のところで現在業者にも当然確認はさせておりますけれども、その中で受入れの単価につきましては今後別途締結する一般廃棄物、焼却灰等の運搬処分業務委託契約によるということで、そういった文言を記載しておりますので、その契約書の中でしっかりと記載をしていくということとで考えておるところでございます。

議長（安力川信之議員） 1 番。

1 番（埴田裕之議員） 今ご答弁いただきましたけれども、改めて確認なのですが、その委託料に関しては固定金額として明記した委託契約でやっていくものなのか、何が言いたいかというと、値上げに対するリスクをどう回避するのかということで、例えば覚書の中で今後リスクに対して金額が明示できないのであるならば、その企業と年度ごとの値上げ率に関しては何%以内にするだとか、そういった企業の暴走を食い止めるような措置を含めないと覚書を締結するべきではないと思いますけれども、最後にお伺いいたします。

議長（安力川信之議員） 事務局長。

（事務局長島田志野登壇）

事務局長（島田志野） 埴田議員より重ねてのご質疑でございました。

申し訳ありません。私先ほど読み落としてしまいました。今議員のご指摘のあったこと、覚書に入っておりました。すみません。甲及び乙は、法令等の改正に伴う埋立処分方法の変更または労務費その他経済情勢の変動等により受入れ単価を変更しようとする場合、客観的かつ合理的な資料を提示し、その根拠を相手方に対して示さなければならない。まさに議員がおっしゃるとおりの文言を入れてございました。大変申し訳ありません。以上となります。

議長（安力川信之議員） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（安力川信之議員） ないようですので、本件は終了いたします。

閉 会

議長（安力川信之議員） 以上で本日の議事は終了いたしました。

これをもって議員全員協議会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

午前 1 0 時 5 6 分